

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第20特別号 2017年11月12日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部

市民の声と市議会の要請を無視する東京都は市民の声を聞け！

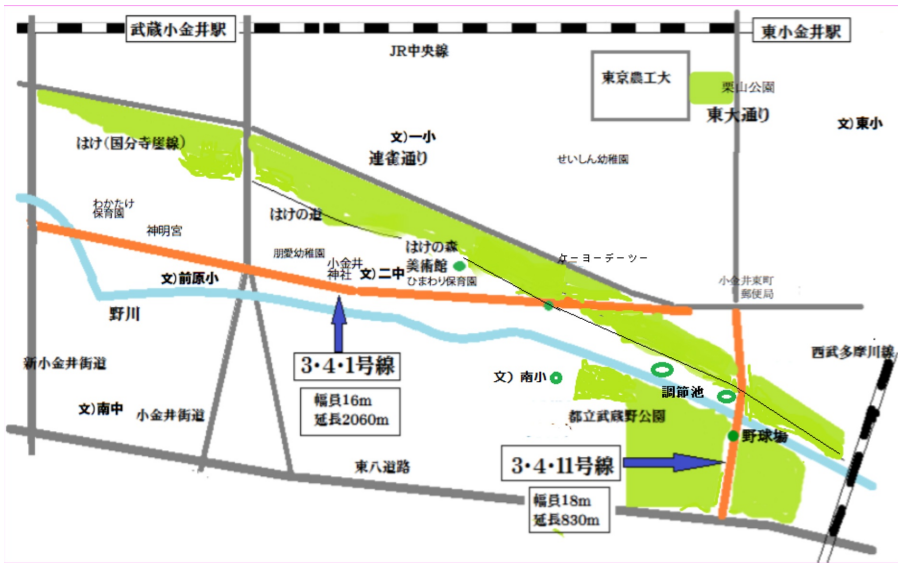
都市計画道路・小金井3・4・1号線と3・4・11号線は昨年3月、東京都の優先整備路線の第四次事業化計画として、今後10年以内に事業化を行うと決定された。この計画道路は、道路のない住宅地と地元で“はけ”と呼ばれている国分寺崖線、野川と都立武蔵野公園を分断するもの。東京都が決定する前に行なったパブリックコメントでは、小金井の2路線で寄せられた意見2111件中、見直し・廃止を求める意見が2041件寄せられ、小金井市議会でも圧倒的多数の賛成で「見直しを求める意見書」を採択した。

小金井市長も「地元への配慮を欠いた事業着手を両路線とも希望するものではありません。」と市議会で答弁しています。

私たちは「都市計画道路を考える小金井市民の会」を昨年3月結成し、市民のみならず、市議会のみならずと協力して活動してきました。

都知事選で、他の市民団体の公開質問状に小池候補は、「優先整備路線の決定にあたっての意見書の提出件数も群を抜いており、知事に就任させていただけましたら、実際に巡視し、小金井市、小金井市議会、地域住民の皆様とも対話し、優先整備路線に位置付けることが不適切だと判断される場合には、必要に応じ、見直しを進めていきたいと考えております。」

この公約を実行しようとしないうちに、昨年12月と今年7月に、合わせて1万筆を超える署名簿を添えて計画の見直しを要請しました。



3・4・11住民の会が「市長への手紙」87人分提出

3・4・11号関係住民の会は、10月30日、西岡市長に、「市長への手紙」87人分を届けました。

この手紙は、住民の会のみならず、3・4・11号線の予定地の周辺に住んでいる方々からお願いして書いていただいたもので、手紙には、次のような声がたくさん

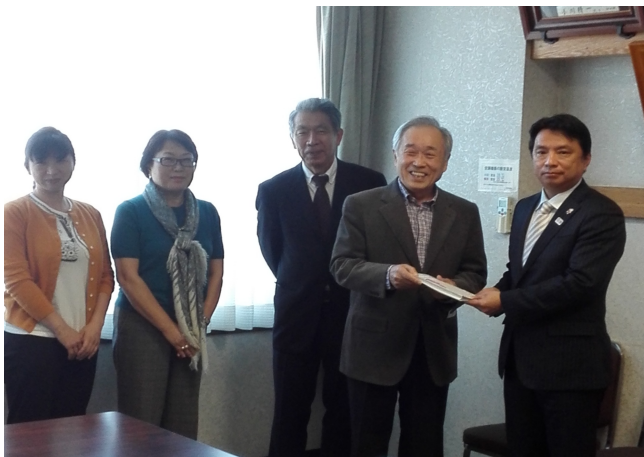
書かれています。「この道路を作ってしまうと、環境が一変し、子育て環境にも大きな影響が及びます。小金井にとって、子供たちにとって、この道路が本当に必要なのか。子育てに理解のある市長が誕生したときに、大変喜んだことを今も覚えています。」

「道路ができては通抜けに使われるだけで小金井の発展にはつながりません。それよりも、この自然豊かな小金井をアピールし、子育て世代を呼ぶべきです。『子育て日本一』を掲げてらっしゃる市長だからこそここはアピールすべきところだと思います。」

「道路ができれば、家がなくなるのでやめてほしいです。友達が近くに住んでいるので、会えなくなってしまいます。」

西岡市長は、「手紙をお届けいただき、ありがとうございます。これは都に届けたいと思います。」と話しました。

手紙を届けたみなさんから、住民の声をしっかり聞いて、都に市の姿勢を鮮明にして伝えてほしいと要望しました。



「3・4・11線意見交換会」開催に対し、都知事・小金井市長に抗議文提出

東京都は、11日に都のホームページ（北多摩南部建設事務所）及び小金井市のホームページ、「市報こがねい」（15日付）で、「3・4・11号線に関する意見交換会」の開催を発表しました。

道路市民の会は、小池都知事が公約した「現地視察」もせずに、『道路建設ありき』の「意見交換会開催」について、13日、小池都知事と西岡小金井市長に抗議文を提出しました。

東京都知事 小池百合子 殿

（建設局道路建設部計画課、都市整備局都市基盤部街路計画課、建設局北多摩南部建設事務所）

小金井市長 西岡真一郎 殿

住民無視の「意見交換会」開催に関する抗議文

2017年10月13日

都市計画道路を考える小金井市民の会

共同代表（氏名省略）

東京都（東京都建設局北多摩南部建設事務所）は、10月11日付ホームページにて「小金井都市計画道路3・4・11号線に関する意見交換会について」と題する発表を行いました。（同日に小金井市のホームページでも広報頁に同様の内容が公表されました。）

今回発表された「意見交換会」なるものは、私たちがこれまで疑問としてきた「道路計画のそもそもの必要性」などは全く度外視して行われるものであり、且つ、参加人数を沿線住民と町会関係者の50人に「限定」した【市民との意見交換会】とは到底云えないものです。

今後開催予定の「意見交換会」は、内容も開催方法も住民の意見や要望とは全くかけ離れたものであり、このような東京都の住民無視の進め方に私たちは断固抗議します。

そもそもこの「意見交換会の入札」については、都が地元自治体である小金井市当局に事前に何の連絡もせず今期中の開催を決定して準備を行ってきたもので、その内容も「道路の果たす役割と機能、（中略）環境にどう配慮するか」（29年10月4日付 小金井市都市整備部長への回答）に限定した、道路建設ありきの「意見交換会」とも云うべきものです。

私たちがこれまで東京都や小金井市に対して何度も質問してきたことは『なぜ、今、小金井3・4・11号線と小金井3・4・1号線という2つの道路建設が必要であるのか』そもそも論から市民の疑問に回答せよ（主旨）ということですが、今回行われようとする「意見交換会」なるものは、これらの市民の疑問や質問には全く答えようとしません。それは前記2路線を第4次事業化計画の優先整備路線に選んだ当事者である「都市整備局」の担当者はこの「意見交換会」には参加しないことに象徴的に現れています。

当会の市への要望などを受けて事前に市の担当課部長名でもこのこと（都市整備局の出席）を要望していましたが、都は「意見交換会」には「第四次事業化計画の優先整備路線であるため」整備局（の担当者）は参加しない旨を回答しています（29年10月4日付 小金井市都市整備部長への回答）。

このように、今後予定されている「意見交換会」は、東京都が優先整備路線として決定したことを【是】とした東京都の「意見交換会」であり、2路線を『優先整備路線に決定したこと』そもそもの理由や必要性に答える場にならないことは明らかです。

当会は改めて以下を要望します。

記

- ①「計画の是非を含むすべての問題」についての「意見交換会」を行って下さい。
- ②「意見交換会」については、開催回数や参加人数を定めずに行ってください。
- ③「意見交換会」には、建設局だけでなく都市整備局の担当者も出席して下さい。

以上

品川・補助29号線裁判傍聴 原告2人が意見陳述

・品川の補助29号線、6月29日に原告62人が事業取消しを求めて提訴、その第1回口頭弁論が10月6日、東京地裁で行われました。東京地裁で一番広い法廷は傍聴人でいっぱい、小金井からも7人が参加しました。

弁護団は2つの法律事務所から6人の弁護士が出廷、双方の陳述書を提出後、原告2人が意見陳述をおこないました。

1人目の男性は3家族が同じ敷地内に戦後まもなくから住んでおり、敷地の一角には伏見稲荷神社の鳥居と祠。道路ができれば3家族別れ別れに。近くには商店、学校、医院などがあり、引っ越しになれば環境も変わり、体調に影響も出、「向こう三軒両隣」で親しく暮らしているのが元気で過ごせる環境。防災を考えるなら、重い瓦を軽量の素材にかえる補助などしていただく方がありがたいと、陳述しました。

2人目の女性は、祖母が広島から大崎中学校に英語教員第1号として教壇にたったことから現在の住まいに移り住んで現在に至っていること。家は柱ひとつ、一本の釘、雑草の一輪まで何物にも代え難いかけがえのない財産と。父からも「家と土地だけは売ることのないように。絶対に手放しては駄目だ」と繰り返し言われていたことを話しました。ここに生きる者としての「今迄どおりに暮らし続けたい」「ここに生涯住み続けたい」という共通の思い。

補助29号線事業への提訴は「地域に暮らす方々の、世代を引き継がれた思いが込められています」と陳述を結びました。

3・4・11号線意見交換会についての小金井市の質問への東京都の回答 ～ 傍聴も、ネット中継も、議員の出席も認めず～

3・4・11号線の意見交換会について、小金井市が市議会からの要請及び市民の会・はけ文などからの要望をまとめて東京都に提出した質問に対して、東京都から小金井市に回答が届きました。

東京都の主な回答は、次のとおりです。

★意見交換会の議事録公開 ⇒北南建のホームページで公開

★意見交換会のインターネット中継 ⇒考えていない

★意見交換会に希望者全員を参加させて ⇒会場の規模や限られた時間で参加者との意見を交換したいと考え50名で

★市民、市職員の傍聴を⇒傍聴場所を用意していない

★地権者、議員を別枠で参加を⇒用意していない

★多くの市民が参加できる大規模会場で ⇒別途今年度内には今回とは別に説明会を開催し、意見交換会の内容を広く情報提供し、参加いただいた方との意見交換を行う予定

★意見交換会で見直し意見が多数の場合は、見直しはあるのか ⇒意見交換会は意思決定の場でない

「意見交換会」って何？

「小金井では様々な意見があるので、丁寧に説明と言って、事業化前提で進めるのではと、多くの市民から意見

第3回全都道路問題交流会議のご案内

日時 11月29日(水) 午後1時30分～4時
会場 都庁・議会議棟2階第1会議室
主催 都市計画道路問題連絡会

区部と多摩地区の道路住民団体及び区議会議員・市議会議員が参加して、「国の都市計画道路見直し方針の全体像をつかみ、東京都とどう向き合っていくかを意見交換する場です。」

3・4・11号線意見交換会の参加者を抽選で選出

東京都が11月17日に計画している「小金井都市計画道路 3・4・11号線に関する意見交換会の参加者の抽選が11月1日に行われ、43人が選出されました。

選出されたのは、沿道地域21人、その他の地域22人です。ほかに7つの町会から7人が参加します。

意見交換会への応募数と抽選で選出された人数は以下のとおりです。

	応募数	参加数枠	選出人数
沿道地域	31	27	21
	中町2 1	7	1
	東町4 3	7	3
	東町5 27	7	17
沿道以外	27	22	22
合計	58	43	43
町会			7

(都から説明では)

町会関係者を当初10人としていたが、小金井市と話し合ってから7町会の代表参加ということで、7人とし、その人数を沿道

地域21人、沿道以外22人とした。

沿道地域の3つの町は各7人としたが、応募が少なかったため、中町2と東町4は全員選出とし、残りの人数を東町5に振り替えた。

第20回世話人会（10/5）以降の経過

- 10月5日 第20回世話人会
10月6日 補助29号線（品川）第1回裁判傍聴
同 小金井市都市整備部長面会（意見交換会で申入れ）
同 小金井市長室訪問
10月7日 小平3・2・8号線東京高裁控訴理由学習会参加
10月12日 3・4・11号線関係住民の会世話人会
10月13日 都の意見交換会に関し、都知事、小金井市長に抗議文提出
10月14日 補助26号線（世田谷。代沢）学習会に参加
10月15日 東京都が「3・4・11号線に関する意見交換会の参加者募集」開始
10月16日 補助26号線（板橋・大山）裁判傍聴
10月17日 小金井市都市整備部長に面会、都の意見交換会への要望提出
（10月22日） 総選挙投票日
10月26日 都市計画道路問題連絡会（多摩）
10月28日 3・4・11住民の会で意見交換会論点整理検討会
10月30日 3・4・11住民の会が「市長への手紙」提出
11月1日 3・4・11号線意見交換会参加者抽選
11月2日 第21回世話人会

<今後の予定>

- 11月4・5日 武蔵野公園はらっぱ祭り（署名行動）
11月5日 意見交換会参加者で打ち合わせ会 17:00
11月11・12日 道路全国連第43回全国交流会（千葉・市川）
11月12日 はけ文茶話会（意見交換会のことなど）19:30
11月29日 **第3回道路問題交流会**

（主催：都市計画道路問題連絡会）

午後1時30分～4時 都庁・議会棟2階第1会議室
区部と多摩地区の道路住民団体及び区議会議員・市議会議員が参加して、「国の都市計画道路見直し方針の全体像をつかみ、東京都とどう向き合っていくか意見交換する場です。」

<これからの他地域の裁判日程>

- 11月8日 北区十条駅西口再開発裁判 第1回口頭弁論
11:30 東京地裁103
11月30日 外環道練馬1キロ裁判 11:30 東京高裁
12月8日 都市計画道路問題連絡会（多摩）
12月13日 外環道青梅インターチェンジ裁判 11:30
東京地裁522号

<2018年>

- 1月18日 小平3・2・8号線裁判 第1回控訴審 東京高裁825号法廷 13:30
1月26日 板橋大山補助26号線裁判
東京地裁103号法廷



都市計画道路は安全？ 西東京3・2・6号調布保谷線 開通から13か月で死亡事故3件

昨年8月に開通した西東京3・2・6号調布保谷線、開通からわずか、1年1か月で3件の死亡事故。いずれも横断歩道や交差点での事故。事故にあわれた方は近隣の住民です。他にも交差点での事故が多発している。（「ちょっと待って3・4・6つうしん」2017年8月から）

インターネットには、歩行者は道路を渡るのが遠まわりになって、大変になった、自転車はスロープがきつく、エレベーターはあるが歩行者優先のため、利用しにくいという声が寄せられています。

小平3・2・8号線裁判 控訴理由学習会を開く

10月7日、小平3・2・8号線裁判は東京地裁は事業取消しを求めた原告の請求を棄却したため、原告団は東京高裁に控訴しました。その控訴理由書を高裁に提出したので、原告団が学習会を開催しました。

東京地裁の判決は、まともに原告側の主張に耳を傾けず、国と都の主張をなぞるだけのようは判決。

この日の学習会は、7月に東京高裁に提出した「控訴理由書」を原告団が分担して、説明する学習会。

報告は7人の原告が下記項目を分担して報告しました。

- 1 控訴理由書を読む
- 2 本件道路の公共性・必要性に関する原判決の誤り
- 3 大気汚染に関する原判決の誤り
- 4 騒音被害を軽視する原判決の誤り
- 5 自然と文化遺産への影響について
- 6 コミュニティの破壊、居住の権利
- 7 手続きの欠陥、適正手続き違反

65頁に及ぶ控訴理由書を専門家でない原告の方々が、内容をよく理解して報告する姿に感心しました。

第29回武蔵野公園はらっぱ祭り 市民との交流と署名行動

都内では数少ない貴重な「はらっぱ」の自然の中で集い、豊かな自然に感謝しながら、地域と協同し、参加者みんなでつくりあげる「はらっぱ祭り」が、11月4日・5日、都立武蔵野公園でおこなわれ、市民の会は昨年につづき、「はけの自然と文化をまもる会」の一角で「都市計画道路作らせていいの」

と話しながら、市民と交流、署名行動をおこないました。

